

## 令和4年第4回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年 4月 15日(金) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 議長 山本 正二   |           |           |
| 1番 井上 建夫   | 2番 井町 哲   | 3番 村上 浩一  |
| 4番 縄田 善博   | 5番 倉増 知   | 6番 安部 好恵  |
| 8番 中嶋 誠    | 9番 石田 健治郎 | 10番 萬代 泰生 |
| 11番 伊藤 美和子 | 12番 前田 耕次 | 13番 伊藤 新司 |
| 14番 中野 修   | 16番 岸 英法  | 17番 武藤 康志 |
| 18番 安富 法明  | 19番 山本 正二 |           |
- 4 出席推進委員
- |        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 大橋 つや子 | 村中 清美 | 阿野 秀文 |
| 岩山 澄男  | 山縣 正明 | 阿川 伸美 |
- 5 欠席農業委員
- |        |            |
|--------|------------|
| 7番 俵 薫 | 15番 馬屋原 眞一 |
|--------|------------|
- 6 欠席推進委員
- |       |       |
|-------|-------|
| 鮎川 幸彦 | 永嶺 達也 |
|-------|-------|
- 7 事務局
- |            |           |          |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 吉村 昌展 | 副主幹 井村 光敬 | 主事 小幡 和希 |
|------------|-----------|----------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より令和 4 年第 4 回総会を開催いたします。本日の出席委員 19 名中 17 名でございます。よって本総会が成立することをご報告いたします。ちなみに欠席委員、馬屋原委員、俵委員 2 名でございます。それでは美祢市農業委員会規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名議員を議長の方より指名したいと思いますのですがよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい。ありがとうございます。それでは指名をいたします。5 番倉増委員、16 番岸委員、よろしくお願いたします。最初に事務局の方からお詫びがありましたけれど、すべての責任は私の方でございますので私の方からも委員の皆さんにはお詫び申し上げます。どうも大変今後気を付けるよう指導いたしますのでよろしくお願いたします。</p> <p>まあ皆さんもう農繁期に入る直前でいろいろ気ぜわしいと思いますので余計なことは言わずに議事に入っていきたいと思います。それでは議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7 件朗読。</p> <p>1 件目。農業経営拡大のため、譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1000 m<sup>2</sup>以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。譲渡人より空家を購入し、併せて農地も譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は実家から借用されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第 5 号の下限面積要件は後程説明いたします議案第 5 号より、下限面積要件は当市の 1000 m<sup>2</sup>以上の条件を満たしております。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号～第 7 号の許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>3 件目。実家に帰省し農業を行うため、譲渡人から農地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、</p>

	<p>譲受人は新規の農地取得ですが実家にある農機具を使用することから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。高齢で耕作管理が困難となった、譲渡人から農地を譲り受けるものです。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>5件目。家屋を購入し併せて農地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが必要な農機具については譲ってもらえるため、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>6件目。遠方に居住しており、耕作管理が難しい譲渡人から農地を譲り受けるものです。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>7件目。遠方に居住しており、耕作管理が難しい譲渡人から農地を譲り受けるものです。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと事務局の方に先に僕の方からお尋ねします。6番と7番の何と言いますか、設定理由の上の方の逆転してるんではないんですかね。自宅・・・自己所有の農地周辺の農地を取得するが7番で自宅周辺の農地を取得するが6番ですよ。6番が新規就農ですよ？</p>
事務局	<p>申し訳ありません。6番の方は新規就農者ではなくて耕地面積がなしになっていますが、すいません、記載漏れで耕地面積、所有面積が12, 117㎡でございます。申し訳ありません。12, 117㎡でございます。今会長が言われた設定理由についてはここに書かれている通りでございます。申し訳ありません。</p>
議長	<p>そしたら、自宅周辺の農地を、あつて家庭菜園にするのか。いいですね、わかりました。</p>
事務局	<p>はい、すみません。</p>
議長	<p>すみませんでした。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。多分これ全部が全部現地調査が無かったと思いますのでよろしくをお願いいたします。</p>

中野委員	中野です。1番から3番は現地調査に行っておりません。
中野委員	行ってないですよね。
議長	1番に行きました。
中野委員	1番はこれ・・・
議長	●●を見ましたんで。
中野委員	●●を見たけど●●には行ってないですよ。
議長	いや、●●が現地調査なんです。
中野委員	あ、それでか。
議長	はい、すいません。
中野委員	●●●●●号の●●の●●から行って旧道に入って行って●●●●の●●●●家の裏です。田がすいてあってきれいにしてあります。 いいと思います。 次は2番はですね。ここはしておりません。3番もしておりません。4番は●●●●●ですか。●●●●線の●●のバス停からずっと●の方に行くと●●の変電所がありますが変電所のすぐ近くです。これは自宅のへりの畑を買うということであるがあの田ではないか。 これはハウスのことか。
議長	ハウスの方を買うんで自宅のそばの畑を見に

中野委員	それはもう自宅の隣の畑です。
中野委員	何の影響もないと思います。5番の。
議長	5番ないです。
中野委員	これは見に行っておりません。6番も、これは見に行ったとこ。
議長	見に行きました。
中野委員	これは●●●からずっと奥に入ったとこです。あそこではなかったですかね。 ●●●のとこからずっと入って●●●に抜ける道に途中のとこ、荒れた田やないですかね。川の両へりではなかったですか。
議長	そうそうそうそう。
中野委員	川の両へりですね。耕作がしてあったとこだと思います。今まで。そこはもうきれいに管理がしてありました。 これも問題はないと思います。 7番●●●●●さんの件ですが、これは●●●●●の●●●地区です。●●●地区の郵便局の、郵便局と橋の間の自宅の隣の畑です。自宅についたような畑やから自分が買ってそこで家庭菜園をするということでもあります。何の問題もありません。よろしく願います。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員の方でも補足説明ありましたらお願いいたします。
阿野推進委員	於福の阿野と言います。お世話になります。委員報告の通りになります。以上になります。
岩山推進委員	大田の推進部岩山と言います。4番目ですが、これはあの当日現地調査には参加できませんでしたが、●●●さんよりこれを田んぼの仲介をしてくれという依頼により私が手掛けるようになりまして、双方問題なく協議出来ておりますので、審議の方よろしくお

議長	<p>願います。</p> <p>はい、ありがとうございます。7番については鮎川さんなんですが、鮎川さん今日欠席なんでもし井町さんが分かれば。安富さん。</p>
安富職務代理	<p>●●●●と●●さんで耕作をほとんどしております。ただ家のそばに小さい畑のようなのを作っておられたそのことだろうというふうに、ちょっと見てないんですが、家の近くの畑、小さい畑だろうというふうに思います。それを畑、自家用の畑として耕作をするということだと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。この8ページの図面を見てもらったらわかりますけれど、手前の方が駐在所です。ずっと奥にいけば●●の●●の方に抜ける道ですけど、ここにほんと小さな三角の畑がございます。実際に私たちが確認したのはこの隣の畑を確認をいたしました。現地調査をしてきちんと野菜を植えてあって全く問題はないと私は見て帰りました。買われるのがこの道に沿った小さなところで、きれいに草が刈ってありました。全く問題ないと思っております。委員の皆さんより何かご意見ありましたらお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請者は下関市に居住する無職の個人です。申請地は、●●●●●●●●から北へ600mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内になる第3種農地です。隣接にある居宅の石垣の管理用地として活用するものです。農地法第4条第2項各号に該当</p>

	<p>しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請者は市内に居住する無職の個人です。申請地は、●●●●●●●●から南西へ960mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。現在の駐車場の入出路が狭いため、新たに駐車場を設置するものです。この件につきまして、昭和45年頃より、農地法の許可を得ることなく一部庭として利用されております。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査を行いました委員の方、報告をお願いします。
中野委員	<p>●●●●●●●●、●●●●●●ってありますがここの下側の●●の下の方。とても狭いところの畑か宅地かわからないところですが、きれいにしてあります。ここは何も言うことはないと思います。2番は●●●●●●、この後ろの新しい道路はできてずーっと行っていますが、ここの●●●にあがるところの道の手前のところです。場所はそこです。これは家のすぐへりに荒れておりますけど田んぼ、田んぼにもならん畑みたいな田んぼみたいなところであって、そこはきれいにしてありますが、そしてこの図を見たらわかりますが鍵になっている所は庭がこしらえてあります。この残りを、畑の残っているところの残りを駐車場にするということでありました。何もないと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらよろしくお願いいたします。
山縣推進委員	はい、地元委員の山縣です。今あの中野委員さんが言われたように別段支障はないと思いますのでご審議よろしくお願いいたします。
阿川推進委員	2番目の地区ですが、伊佐地区の阿川と申します。2番目の●●●ですが、先程事務局の方から無断転用部分の始末書等の提出があったということで中野委員さんのご報告の通り問題はないと考えます。以上です。
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんよりご質疑等ございましたらよろしくお願いいたします。</p> <p>ないようでしたら、採決に移ってもよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>

委員	<p>それでは採決をいたします。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請者は市内に居住する会社員です。申請地は●●●●●●●●から北600mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。勤務地に近い申請地を取得し、自己用住宅1棟を建築するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請者は市内に居住する会社員です。申請地は●●●●●●●●から西へ2.7kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地付近は譲受人の土地であり、一括管理するため申請地を取得しクヌギ10本を植林するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
中野委員	<p>まず1番の方でございます。これは今4条の1番の近くの土地です。その土地を●●さんが買って家を建てるというふうに思いました。これはもう何も文句を言うことはありません。よろしく願いいたします。2番の●●の件ですが、場所は資料の11番のところ見られたらわかりますが、場所はと言ったらいいですかね。●●から●●行くと●●●●●●、●●●●●●があったところからはみ出るとこから左に旧道が市道の小さい道があります。それをずっと梅香集落に入るところです。そこに栗山があります。二反ぐらいの栗山がありますが、その奥に30㎡だけ細長いこういう山との境目で不明な所にございました。そしてその、●●さんという人は下の方は全部栗山を持っているというような状況でございました。そこをユンボで掘ってましたが、●●の●●●●●●が来てもわからないところでした。場所はもう山の中できれいに草は刈ってありました。あまり問題ではなかったと思います。はい、よろしく願いいたします。</p>

議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
山縣推進委員	推進委員の山縣です。今中野委員が言われたように第4条の1番であったように、その下の1番で審議したすぐ隣にあるんですが、別段問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。
大橋推進委員	推進委員の大橋です。●●の件なんですけども中野委員さんの言われた通り問題はないと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。私の方から簡単に補足しますと●●の件につきましては、入口はですね●●●●●●●●に行く道がございます。右に曲がって●●に向いていきますと右の方に曲がって●●●●●●●●に行きます。それを過ぎて●●mくらいのところから左に入って行って小さな市道なんですけど、その市道の山をてっぺんまで登りましてお初めた直ぐの辺りの左側の土地です。その辺りから栗が植えてあります。それで中野委員言われた通り、ユンボで道の実際の形がなくなっておりました。かなり本人も困られて山の中じゃないかって言うんで自分で紐引っ張って、ここですよって言われますけれどもどうもそこじゃないですね、その下ですねっていうことで、あれこれやったらだいたいしよ形が図面のような形になりましたねっていう。ここ地籍をやっておりますけれども、筆界未定で地籍上に図面が残っていないということで、ちょっと私たちも困った所でございます。別段問題はありません。下の栗山も●●さんのものらしいし、上の山も●●さんの山らしいんで、全く問題はなかったです。いやあの、持ち主がいらっしゃらなくて、その関係で●●●●が後で取得した土地の用でございます。以上でございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。 それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をいたします。 それでは、続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請を議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。



議長	2番。
事務局	欠席。
議長	3番。
村中推進委員	推進員の村中です。当日立ち合いが出来なかったのが後日現地を見てみました。特に問題はなさそうだったのでご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。2番本日欠席ですが、これは中野委員が言われた通りここは鉄柱のような小さなアンテナでございます。かどっこに立つので全く問題はないと思います。委員の皆さんよりご質疑ありましたらよろしくお願いいたします。 特に無いようでしたら採決に移りたいと思いますが、よろしいですか。 (はいの声) 議案第4号について、原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見とし、決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委員	挙手
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は協議結果を付して市長に送付いたします。 次に、議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題にいたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	今回、全体で71筆ございます。利用権設定面積が新規と再設定等合計しまして118,414.61㎡でございます。貸し手が39名、受け手が17名でございます。内訳は4ページ目以降にあります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんで、皆さんの担当地域の案件がありましたら、そこで何かありましたらご意見をお願い

	<p>いいいたします。</p> <p>これすべてが審議でございます。まだ時折、継続ちゅうのがありますけれど、今ですね、この新規ばっかしになってくるのは3月31日を契約の終了日と美祢市は基準で決めております。農業委員会の方で。それによって今度は新しく継続される場合は4月1日から3月31日ということで、途中でも継続をやりますと農業委員の皆さんも推進委員の皆さんも物凄い、多大な仕事を負わせることとなりますので、そのような形をとっております。また10月ぐらいからですね、この推進委員に動いてもらわないといけないこととなりますけれど、途中でまあこんなこと言っているのか悪いのかわかりませんが、途中で辞めますとそれやった件数に対する手当もほとんどつきません。推進期間中にやりますと手当は報酬としてつきますので、その辺もふくめてそのように形を変えてやっている次第でございます。何もありませんでしたら採決に移りたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは次に議事録順位第6 議案第6号 美祢市農地利用最適化推進委員の委嘱の承認についてを議題にいたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日、配布しております 美祢市農地利用最適化推進委員選考結果をご覧ください。美祢市農地利用最適化推進委員の委嘱について説明いたします。これまでの経過ですが、赤間推進委員の辞任により欠員が生じたため、令和4年3月1日から3月28日までの間で、美東町全域から推進委員を1名、募集した結果、1名の推薦がありました。4月11日に美祢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会にて選考を行い、推進委員に委嘱する者として美東町赤の永安達彦様を農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、委嘱したいと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。只今の説明に対して選考委員会の選考結果について委員長より報告をお願いいたします。</p>
井町委員	<p>はい、2番の井町です。4月の11日に美祢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会が開催されまして、選考委員長に私、井町、それから副委員長に縄田委員が当選をされました。従いまして今日は私から報告をいたします。本日配布いたしております、</p>

	<p>美祢市農地利用最適化推進委員選考結果をご覧ください。先程事務局から説明がありましたように、募集1名に対し1名の推薦がございました。推薦があった1名の者につきまして、4月11日に候補者選考委員会を開催いたしまして、厳格に選考した結果、適格である者になりましたので、永安達彦様を推進委員に委嘱する者に選出しましたことをご報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入りたいと思います。発言のある方は挙手をしてから発言にうつってください。お願いいたします。別に発言はないようでございますので採決に移りたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>それでは議案第6号につきまして、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第6号は原案の通り承認をいたします。</p> <p>本人今日は出席していますか？</p>
事務局	<p>いやしてないです。</p>
議長	<p>今日はまだですか。</p>
事務局	<p>後日、委嘱したいと思います。</p>
議長	<p>それでは続きまして議事順位第7 議案第7号 水田活用の直接支払い交付金に基づく意見書の提出についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>こちらにつきましては農業委員会の当の関する法律、38条の第1項に基づきまして意見書の提出を行うものでございます。この意見書につきましては農業委員さんの活動を通じて得られた地権に基づきまして農業振興部会において作成されたものでございます。本日皆さま方のご審議をいただきまして市長の方にご要件書として提出したいと考えております。よろしく申し上げます。</p>

議長	ちょっと読んでくれませんか。
事務局	はい。
議長	意見書を。案を。
事務局	はい。それでは14ページの水田活用の直接支払交付金の課題についての要望でございます。今日、国が行政による米の生産目標数量の配分をせず、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、生産農家・生産者団体が主体的に受給調整を実施するに至っています。近年の人口減少や米の消費の落ち込みにより、大幅な需給緩和によって米の余剰は増加し昨年は米の価格が大きく下落する状況にあります。また、近年の米の需給緩和と農村社会における生産者の高齢化とあいまって、離農による耕作放棄地の増加や不耕作地の増加をもたらす実態にあります。このような状況の中で、集落営農法人や認定農業者が主体となり水田農地の利用集積をはかり農地の荒廃を防いできたところでは、水田農地の利用集積にあたっては水の保水力が弱い場所や水回りの厳しい環境にある所までも含め、地域環境の保全の面から実施されています。国は、米の需給調整により畑作転換を勧め、水田環境の厳しい圃場では畑作物の耕作が実行されてきたところでは、畑作転換にあたっては圃場整備田においても既に、盤を抜くまでに至っているところもあります。国の指針により、やむなく畑作転換を実施してきましたが、国の交付金がなければ収益が見通せないのが実態です。国の令和4年度経営所得安定対策の水田活用直接交付金の要綱において、交付対象水田は「現場の課題を検証しつつ」の前提があるものの今後5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない方針が出されました。国は、水田で転換作物を生産する農地は、水稲と転換作物のローテーションで水田機能を保持することが念頭にあります。しかし、令和9年度以降交付金が受けられない水田での畑作転換は、収益が見通せないことから、集落営農法人や認定農業者が利用集積を引き受けないという声が多く聞かれます。今後、耕作放棄地が出現し荒廃農地が増えることが懸念されます。直近の国際情勢から食料安全保障が議論の俎上にあり、畑作物の自給率向上は喫緊の課題であり、恒常的に畑作転換した水田においても交付金が継続されるよう、県、国の行政に具申されることを要望します。以上になります。
議長	はい、ありがとうございます。岸さんの部会が決められたんですね。
岸委員	これにつきましてはですね、前回の農業委員会で職務代理の方がこういう5年間、水田作物助成が出ないと、これは問題だということで提案があり、それに対して意見を預かり行政等に出すべきではないかというご意見がありました。事務局とですね農業振興

	<p>部会で意見書を作成してほしいということもあり、急遽部会の方は有志が集まりですね、まあ有志というと私と副部長ですね、と事務局で作り、今日提出したとこであります。一応ですね、本来なら時間があれば農業振興部会の全員が集まって議論いただいてやることなんですが、早い検証の方がいいだろうということできりあえず振興部会の方には部員の皆さんには事前にこの文書を配布しておりまして、意見があればということで出しております。今の所意見がないので振興部会の方の皆さんはほぼ了承いただいたんだろうというぐらいに思っております。よってですね、本来なら今日ですね、1時半から振興部会を開いてですね、その確認をすればよかったです、先程、事務局の方が申し訳ないということで言われてましたけど、振興部会と農地調整部会の招集を間違ったため、振興部会でそれは出来ませんでしたけど、最後確認はできませんでしたけど概ね振興部会の皆さんには了解を得ているということで、今日ですね、案としてですね、総会の方に提出した次第でございます。時間等ない中でですね、皆さんに今日出してですね、全員の了解を得たいということちょっと厳しいんですけどもぜひですね、情勢をくんでいただき、承認をいただきたいというところでございます。よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。皆さんに読んでくださって言って一人一人が読んでもいいが、読んでもらったほうが早いと思いまして事務局の方に読ませました。このような意見書、要望書を市長宛に出そうということでございます。いかがでしょうか。よろしいですか。</p>
委員	<p>挙手</p>
安富職務代理	<p>すみません。今、岸部会長の方から報告がありましたようにその通りなんですが、提出先なんですが美祢市長宛になっております。本当はですね、行政的にはですね、これは国が言っているわけですから国の方まであがっていてももらわないとおもしろくないんですが、そういうふうな意味でですね、現状のちょっと、私はちょっと情報がですね、新聞とか例のうわずりした農政局辺りからのですね、書類を見ての話なんです。本当はですね、農林課あたりがある程度情報が入っているかもしれません。そういうこともあってですね、市長の所にこれを出せばですね、当然農林課長あたりが読んで現状についての情報を確認するだろうというふうに思いますし、議会にもですね、出来れば出しておいたらですね、市議会にも打診だしておけば、今議会の農業に携われる方の代理委員会かね、おられるの、まあそういうこともありますからとっても大変ですよって言うふうな、もし実施されればの話ですよ、補助金が削減されるような状況になればですね、重要な事態となりますよってということの認識は共通認識は持っていたきたいというのと、農林課にも前もって市長の方にお出ししますよってということはいれといたほうが、横の連絡うまくとるために、また農林課の方から何らかの情報があればですね、農業委員会の方にも流してもらえようというふうな配慮はしておいた方がいい</p>

議長	<p>じゃないかなって思ってます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>私の方から、実は先月の県の常設審議員会、農業会の中で、この問題につきまして発言をしております。県の方からの回答は今月の28日の農業会議、常設会議の中で回答はあると思います。それと以前ありました2000円の、60kgあたり2000円の値段の引下げ問題について、どうなのかということについても予算的にどうなのかこうなのかということも含めて、今月の農業会議の中で、農業振興課の方から、県のですね、きちんとした文書での説明をしますという予定になっておりますので、そのあたりも皆さんのもとにご提示はしていきたいというふうに思っております。それと、本来であればこの要望書を今日市長の方にお持ちするのが一番早いんじゃないかと思えますけれど、今安富職務代理の方からも発言があったようにいろんな政治的な動きっていうのもいろいろ動いておるようで、日々変化しているようでございますので、来月のですね、総会の後に市長の方に時間を取ってもらって申出をおこなおうかなというふうに私としては思っております。ちょっと、今日の今日っていうのは私の方も無理だったもんですから、あの本当をいえば昨日聞いてますけど、昨日の今日はちょっと無理だったもんですから、来月の総会の後。まだ早い方がいいって言われるのであれば、特別に時間取って行ってもよろしゅうございますけれど、それも皆さん集まっていたくの大変じゃないかというふうに思いますんで、そのあたりで要望をし、そして今、安富職務代理の方からもあったように市議会議長に対して同じ内容で要望書を提出するというところでよろしいでしょうか。</p>
委員	はい。
議長	<p>はい。それでは、よろしいでしょうかということではいという言葉がございましたので採決に移りたいと思います。議案第7号につきましては、先程萬代委員より文書の中に誤字脱字ではなくって字が多すぎるということで訂正を求められました部分につきましては訂正をし、もう一度文章がきちんとなっているかなっていないかということを経理局の方で精査をして頂いて市長並びに市議会議長に対して文書を提出するようにしたいと思います。それに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	挙手
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第7号は協議結果を付して市長並びに市議会議長の方に提出をいたします。局長、来月の総会の後ですから、3時半過ぎから30分、市長とちょっとコンタクトをとっていただきたいと思います。駄目で</p>

	すか？
局長	市長の予定を確認しましたところ、5時まで会議が入っておいりましたので5時以降でも・・・
議長	今日じゃないぞ。
局長	来月の15日の話ですけれども。
議長	5時以降って。
局長	5時以降なら予定が空いていたんですけど。今のところの話ですけど。総会後に。
議長	はい。それやったら総会の時間を遅らせる意味がないですね。皆さん一番農業の忙しい時期やから、待ってもらうわけにはいかないんで。そのへんにつきましてはちょっと市長の方とも時間調整を行いまして、皆さんのほうには連絡いたします。一番農繁期で一番忙しい時期になりますのでそのへんで調整してください。
局長	はい、調整して連絡します。
	それでは続きまして議事順位第8 報告第1号 農地法の規定による許可申請の取り下げについてを事務局より報告をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 農業用倉庫、県道設置のため令和2年6月16日に受理を受けた農地転用届について建築許可が下りず農業用倉庫が建築できなかったため農地転用届の取り下げが提出されたものです。以上、報告します。
議長	はい、ありがとうございます。只今の報告につきまして、何かご意見等ございましたらお願いいたします。 よろしいですか。特に発言ないようでございますので報告第1号を終わらせていただきます。実はですね、先程ありました●●さ

	<p>んの3条の取得により前回ですね、この3条が提出されてきてこの一度、どういったらいいですかね、農地法第4条の許可申請を出されて許可が出た土地についてどのような管理がされているかっていうのを全部耕作要件の中で見に行きました。するとかなりひどい状態で放置されておりましたし、農舎も建っておりませんでしたのでどうなったんですかと言ったらここに農舎を建てることをできませんと建築許可がありませんでしたということですね、そしたらきちんと取り下げて農地はきちんと管理はしてくださいということでお願いをして帰りました。その後、河原の山田推進委員さんが確認しましたらきれいに管理がされておりましたということでございますので問題ないというふうに思っております。今までもここに●●さんは苗を並べておられましたので、今からは苗を並べてまたその後は管理されるものだというふうに思っております。</p> <p>それでは議事順位第9 報告第2号 農地法第2条第1項第7号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●●から西に4.1kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●●から南西に1.2kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。</p> <p>3件目。申請地は●●●●●●から南東に1.2kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。</p> <p>4件目。申請地は●●●●●●から西に2.1kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
中野委員	<p>それでは1番からいきます。地区は●●●●●●、これは県道●●の●●との境の辺のところ。現地を見ましたところの高速道路側の下の所に囲いがしてありました。何の問題もないと思います。2番目のところですが、●●の●●●●のどこから旧道のところに入りまして●●っていうところの砂地の上側のところの道のへりです。これも畑の入り口のところで何の問題もないと思います。3番目は●●町●●●●●●ってところですが、●●さん方の自宅の方の場所、田んぼです。これも問題ないかと思えます。4番目ですが、これもさっき申した通り●●から●●に行く方の●●の入り口の所です。これも問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いします。</p>
大橋推進委員	<p>推進委員の大橋です。1番ですけれども中野委員の言われた通りなんか問題はないと思いますのでどうぞご審議の程よろしくお願</p>

	いします。
阿野推進委員	2番ですが、委員ご報告の通りです。以上でございます。
村中推進委員	推進委員の村中です。先程の農振除外申請の土地と同じところですので特に問題ないと思います。
議長	最後、休みね。4番目につきましては先程除外申請の中でありましたけれど、別段問題ないと思っております。委員の皆さんの中で何かご意見ございましたらお願いします。はい。
岸委員	質問なんですけど、事務局の方にこの除外申請と5条案件の平米数で農振地除外申請の場合は小数点以下は切り捨てなのかという意味なのか、農地法第5条の方は小数点まで入れるのか、4番の所が6.2㎡になっているんだけれども農地区除外申請は6㎡になっている。0.2が表示されていないのだけれど、何か意味があるのか、表示するべきなのかしなくていいのか。
事務局	はい。この小数点以下が違う件につきまして、除外、農林課の方に申請される申請書の方は小数点以下は切り捨てされて申請をされております。うちに出てくる申請につきましてはきちんとアンテナが立つ小数点以下まで申請が出てますので、5-1-7に関しては小数点以下まで記載させていただいております。
議長	除外申請に関してはこれは農林課の市長部局に私たち言いますけど市長部局の方より上がってくる書類でございます。そのため、どこで小数点以下が削除されるかどうかってわかりませんが、それに対して5-1-7っていうやつに関しては●●さんの方から来ていますが、業者さんの方から直接農業委員会の方にてくる書類の中の数字をここに当てはめておりますので、このようにずれが生じるのではないかなというふうに思っております。それでですね、よくわからない方がいらっしやると思います。この電波塔等につきましては電柱も含めて送電線の電柱も含めてですが、いろんなものを含めて昔その他の方で特別扱いを受けているものはどのくらいあるんだって言ったら、っていう質問を私農業委員の時代にやったことがあります。ただ、160くらい法律によってその限りではないとかいうふうな私たちで特別措置を受けております。その中の一つがこの電波塔にあります。ですから、除外申請をして普通は除外許可が県からおるんですが除外申請と同時に5-1-7の申請をして、実際にはですね、皆さん驚かれることあるかと思いますが、最近はあまりないんですがもう農業委員会が見に行ったらそばにユンボがきて工事を始める準備をしているというような状況も昔はありました。っていうのが農業委員会がその申請箇所を確認して、あー作ってもいいですよということ言えばその日から工事が出来るという特別な法律がありまして、ややこしいといえばややこしいんですけど、かなり優遇さ

岸委員	<p>れている部分があります。今後、またいつかそういうのに出くわされることがあるかと思えますけれども参考までに申し伝えております。</p> <p>岸さんよろしいですか。</p>
議長	<p>いいです、いいです。何事もないということであれば。</p>
事務局	<p>他に何かございませんか。無いようでしたら、報告第2号を終わりたいと思います。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは議事順位第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の説明並びに朗読をお願いします。</p>
議長	<p>14件朗読。</p> <p>1件目。新たに利用権を設定されるため、双方の合意により解約されたものです。2件目。農地法第3条所有権移転申請。双方の合意により解約されたものです。3件目～14件目。機構を通して権利を設定されるため、双方の合意により解約されたものです。以上、報告いたします。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。地元委員さん、農業委員さんの中で何か今の合意解約について意見等ございましたらお願いいたします。ただこれすべて次の耕作者等々についてはもう決まっているということでございますので、よろしゅうございますか。はい。では特に発言のないようでございますので、以上で報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは議事順位第11 報告第4号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請が1筆。昭和30年頃に指導が拡幅され現在に至ります。</p> <p>2件目。申請が3筆。●●●●―●につきましては、昭和50年頃に桧、杉を植林し現在に至ります、●●●●―●につきましては、平成2年頃に耕作放棄後、桜、竹等が繁茂し現在は山林となっている。●●●●につきましては、昭和45年頃に耕作放棄後、現在は山林となっている。</p> <p>3件目。申請が1筆。昭和47年頃に耕作放棄後、現在は竹、雑木が繁茂し現在は山林となっている。以上、報告します。</p>





議長	<p>はい、ありがとうございます。この法律、説明したら大変ややこしい法律でございますので、今日は説明を省かしていただこうと思いますけれど、このような形で所有者の不明な土地について、利用増進法に基づく貸借が出来るようになっております。これについては県の方に今から、書に上がっていきますけれど、もし皆さんの周りにそういうような土地で困っておられる土地があれば、法律も利用されたいんじゃないかなと思っております。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いします。ないようでしたら報告第5号を終わらせていただきたいと思いますと思いますがよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは終わります。</p> <p>それでは議事順位第13 報告第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項の説明並びに朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回、31ページ目以降によりますように3件、●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●それぞれから提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、実行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。只今の報告書につきまして何かご意見等ございましたらよろしくお願いします。</p> <p>ないようでしたら終わらせていただこうと思いますがよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは報告第6号を終わります。それではその他の方に入りたいと思います。農業相談日、農業相談あったようでございますので、担当委員さんの方より、ご報告をお願いいたします。</p>
岸委員	<p>農業相談日4月12日、1件ございました。相談者は●●●●●●●●、●●●●さんという方でございます。内容はですね、平成28年10月に水田を林地への転用許可をとっております。しかしその後、植林を行うことなく農地が藪化しまっているんです。令和2年2月に畜産農家の方が対象農地の借りる意向を示されていたんですが、その畜産農家は水田放牧をやりたいということで、その意向で土地を借りたいと言われてそのまま、双方そのままの状態ではあってあったということでございます。今回の相談はですね、●●さんもご高齢でですね、当初する予定の植林も困難になってきたのでどうしたらいいかというご相談でございます。当初よく内容を聞いてみるとですね、水田放牧というのをよくわからなくて牛を購入して、購入だったかな、買うということは買う</p>

	<p>買うと言われたのですが、買うというのはですね、飼育するじゃなくて牛を購入して自分がやらないかんのかとような勘違いをされている部分も話を聞いていると見受けられてそれで躊躇されているような所があります。今般ですね、当日畜産農家の方がですねまだ借りる意向があるかどうかをその場で確認させていただきました。そしたら畜産農家の方はですね、●●さんがまだ貸してくれるという意向であれば借りたいと、水田放牧をしたいよということでございました。双方もう一度しっかり確認をしていただいて、転用許可はですね、まだ植林もしてないことだし、転用許可の取り下げを行って新たに利用権を設定する方向でですね当事者同士で話し合っただろうかということで回答しております多分、話し合いが始まっているのではないかとこのように思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。大変ご苦労さんでございました。この件について推進委員の方には話いつてますかね。多分弘中君じゃないかなと思うんですけど。ちょっと双方の名前をあれして推進委員の方に、そして地区担当の農業委員は委員ですんでよろしく願いいたします。非常にいい話でございます。多分、場所的にはですね●●●の真ん前の辺じゃないかなというふうに思います。一度、植林をしたいからっていうんでかなりの面積の転用が出たところがありますのであの辺りじゃないかなというふうに思います。よろしく願いいたします。以上で本日の議案はすべて終わりましたけれど、委員の皆さんより何かありましたらお願いをいたします。なければ事務局の方をお願いを、事務連絡お願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、すみません。本日、このあと振興部会の部会長さんに話をし、令和3年度の点検評価、令和4年度の活動計画について振興部会でいづらかお話させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>私の方から2点ございまして、まずは5月の日程についてでございます。来月の総会は5月17日火曜日、午後2時から美祢市民会館2階大会議室で行います。農業相談日は5月10日の火曜日、9時からを予定しております。当番委員は美祢地区縄田委員、美東地区井上委員、秋芳地区前田委員、よろしくお願いいたします。次に現地調査になりますが5月9日月曜日、9時から予定しております、当番委員は前田委員、伊藤新司委員、よろしくお願いいたします。2点目になりますけれども農業委員会による最適化活動についてになります。本日配布しております、A3版の横書きの令和4年度農業委員、推進委員の最適化活動に係る記録簿(仮)としております。令和3年度までは農業委員、推進委員の方々担当への利用権設定、それから遊休農地発生防止解消に関して農地パトロールで行っていただけることですが、これについては活動日誌を提出していただいてそのことに対して国からの交付金を活用して成果に応じた報酬をお支払いしているところがございますが、令和4年度からは交付金の要綱が変わりまして、日々の活動も記録につけなさいということになっております。ここでいう活動と言いますのは利用権設定につながらないにしても、農家の</p>

	<p>方から貸したいとか借りたいとかという相談も活動になりますので、この表に4月であれば、今日でしたら15日って書いていただいて、貸し手借り手とか相談とかになりますと、一番左のこの欄に、こういうふうな感じでつけていっていただけたらなと思っておるところでございます。ゆくゆくは記録簿は実際に、毎日書くような日誌となっておりますけれど、ちょっとまだはっきりしていませんので、まずは4月の活動についてこの表に書いていただきたいと思います。あとちょっと細かくなりますけれど、この月5日以上が交付金の要件となっておりますので一人でも要件を満たさないとすると交付金はもらえないとなっておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>今の説明だけではわからない部分もたくさんあると思いますので、わからない部分についてはまたおいおい、事務局の方から説明をしてもらいますので、質問で聞いてください。そしたら皆さんに聞かれたことについては報告させます。それとですね、とにかく書いておいてください。駄目な分は駄目であとで消せばいいですから、見やすいですから、書いとかないと忘れますので、とにかくいろんなことを・・・</p>
安富職務代理	<p>丸すればいいの。</p>
議長	<p>そうそう、そして今までみたいに文章で書くことないんで、とにかく書いて該当する所と思う所に丸をしておいてください。</p>
事務局	<p>引き続き活動日誌の方の提出もよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ではおわりましょう。</p>
事務局	<p>ご起立をお願いいたします。礼。</p> <p>午後3時50分閉会。</p>

議事録は正確なることを認め署名する。

令和4年4月15日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

